

埋立て等事業者・土地所有者・
発生元事業者等の皆様へ

土地の埋立てをするときは手続きが必要です。

木更津市では、「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下、「残土条例」）を制定し、平成10年4月から施行しています。

この条例では、500平方メートル以上の埋立て等の事業について、全て市が規制していきます。（県残土条例の適用除外）

事業者や土地所有者の皆さんは、十分ご理解いただき土砂等の埋立て等の事業の適正処理にご協力ください。

木更津市

当条例の各事業者等の責務に関するもの

埋立て等事業者

○許可に係るもの

- ・ 500平方メートル以上の特定事業を実施する場合には許可申請が必要となりますが、3,000平方メートル以上の特定事業を実施する場合には、許可申請を行う前に特定事業事前計画書を提出するとともに、地域住民に対して計画の概要や環境保全上の留意点についての説明会を開催することが必要です。
なお、土砂等採取許可を受けた採取場の土砂等を使用し、500平方メートル以上3,000平方メートル未満で、最大高さ1メートル未満の埋立て等事業を実施する場合には、許可申請は不要ですが、届出が必要となります。
- ・ 許可の期間は3年以内（一時たい積特定事業は5年以内）
- ・ 措置命令を受け、必要な措置が完了していない事業者や取消しを受けてから3年が経過していない事業者などは、許可が受けられません。
- ・ 許可申請にあたっては、使用する土地の所有者やその土地に係る権利者（地上権、永小作権、質権、地役権、賃借権）に対し事業計画を説明し、同意を得なければならないことに加え、森林法第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象区域又は木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例第2条第2項に規定する水道水源保護地域を含む3,000平方メートル以上の特定事業（一時たい積特定事業を除く。）を実施する場合には、事業区域に隣接する土地所有者及び隣接する2,000メートルの区域に居住する者の世帯の10分の8以上の世帯主の承諾を得なければなりません。
また、埋立て等区域の表土の地質検査を行わなければなりません。
- ・ 事業の適正な管理を図るため、現場事務所を設置し、かつ現場責任者を置かなければなりません。
- ・ 1年以上引き続き土砂等の埋立て等が行われていないときは、許可を取り消されることがあります。
- ・ 許可の変更は、許可面積にあつては2割以内の増加、期間にあつては許可期間の満了日から1年以内の延長に限ります。
- ・ 事業の譲渡しについては、譲り受ける方は、事前に許可を受けなければなりません。
- ・ 許可申請（変更、譲受け含む。）の際には、手数料が必要となります。

○許可後に係るもの

- ・ 埋立て等開始から10日以内に着手届を提出しなければなりません。
- ・ 土砂等の発生場所ごとに「土砂等管理台帳」を備え、土砂等の搬入年月日や搬入量、運搬手段、

一時たい積の場所などを記載しなければなりません。

また、**1月ごとに**該当月の土砂等管理台帳の写しを添付し、特定事業状況報告書の提出しなければなりません。

- ・ 特定事業に着手した日から **3月ごと**に地質検査・水質検査を行わなければなりません。
- ・ 事業の廃止、中止、完了、終了を行うときは、事前に（完了、終了の場合は2か月前）、廃止等に向けた施行工程等の届出が必要となります。
なお、**事業の廃止、中止、完了、終了の際にも地質検査・水質検査が必要となります**が、土砂等の埋立て等の最大高さが10メートル以上の特定事業の廃止、完了、終了時には、事業施工前における表土上端の地点を含めた5メートルごとの地質検査が別途必要となります。

土地所有者

適正な埋立て等事業を確保していくためには、埋立て等事業者による適切な施行管理が不可欠ですが、事業者と土地所有者の連携も必要になります。

このため、土地を提供している土地所有者に対して、次の責務が生じることとなります。

また、**災害等が発生した場合は、市は、事業者のほか土地所有者に対しても、必要に応じて措置命令を行うことができることとなります。**

土地所有者の皆さまは、次の内容を十分ご理解いただき、適正な埋立て等事業の確保にご協力ください。

○土地所有者の責務

- ①埋立て等の事業者が土地を提供する場合、埋立て等の事業計画を十分確認した上でなければ同意してはなりません。
- ②埋立て等の事業が行われている間は、毎月1回以上、自ら埋立て等事業場を訪れ、計画と異なる事業が行われていないか、また、土壌汚染や崩落などの災害が発生していないか、又は、その恐れがないかなどを確認しなければなりません。（自ら確認することが困難な場合は他人に確認させることができます。）
- ③土壌汚染や崩落などの災害が発生し、又は、その恐れがあることを知ったときは、事業者に対して事業の中止を求め、必要な措置を行うとともに、その旨を市に通報しなければなりません。

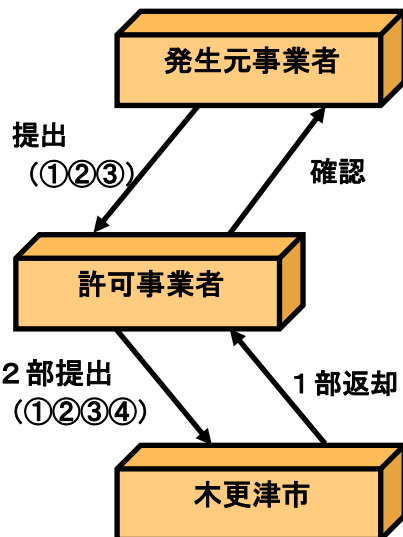
○土地所有者に対する措置命令

汚染された土砂等が搬入されたり、土砂等の崩落などの発生防止のため緊急の必要があるときは、市は事業者のほか、土地所有者に対しても、必要に応じて措置命令を行うことができます。これにより、市から措置命令を受けた土地所有者は、汚染された土砂等の撤去や、災害の防止措置を講じなければならないこととなります。

土砂等の発生元事業者、運搬事業者

- (1)土砂等搬入届の確認（土砂等搬入届の流れは下記のとおり）
土砂等搬入届が市にきちんと提出されているか、許可事業者から土砂等搬入届の写（市受付印が押印されているもの）を受け取り確認されるようお願いします。
- (2)事業場の確認
搬出先の事業場の許可期間、残容量等について現地確認等により確認作業を励行されるようお願いします。
- (3)埋立て等事業者は事業場で使用する土砂等について、「土砂等管理台帳」を作成し、一日ごとの搬入量や運搬手段、一時たい積の場所を把握しなければなりません。
については、発生元事業者、運搬事業者の皆さまには、埋立て等事業者と連携を密にし、スムーズな台帳管理ができるようご協力をお願いします。

◎土砂等搬入届の流れ



- ①土砂等発生元証明書（規則第13条第2項）
- ②検査試料採取調書（規則第13条第3項）
（現場位置図、採取平面図、採取状況写真）
- ③地質分析（濃度）結果証明書（規則第13条第3項）
- ④土砂等搬入届（規則第13条第1項）

この内容についてのお問い合わせ

木更津市環境部まち美化推進課 まち美化担当

〒292-0838 木更津市潮浜3-1（クリーンセンター内）

TEL 0438-36-1133

※ 詳細については、木更津市公式ホームページ (<http://www.city.kisarazu.lg.jp>)

にてご確認ください。